

平成29年度 労働相談の状況

福岡県では、労働者支援事務所（福岡・北九州・筑後・筑豊）において、賃金、解雇、労働時間、セクシュアルハラスメントなどの様々な労働問題に関する相談に応じている。

また、相談だけでは解決できない場合には、労働者支援事務所職員が労働者と使用者の双方から事情を聞き、実情に即した歩み寄りを求める「あっせん」により、早期解決に向けた支援を行っている。

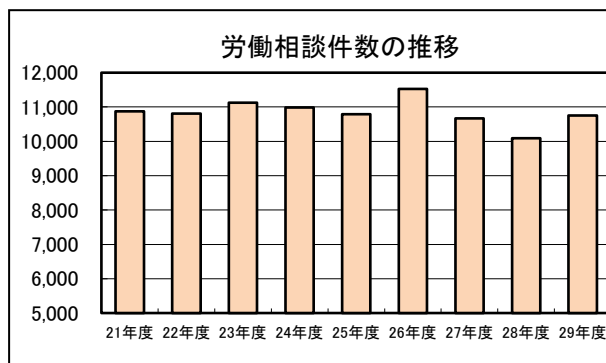
平成29年度の状況は、以下のとおりである。

1 労働相談の受付状況

(1) 相談件数

前年度に比べ、664件（6.6%）増加し、10,757件の相談が寄せられた。

21年度以降は、9年連続で1万件を超える高い水準が続いている。



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
件数	10,874	10,805	11,127	10,986	10,786	11,527	10,667	10,093	10,757
対前年度比(%)	32.7	▲0.6	3.0	▲1.3	▲1.8	6.9	▲7.5	▲5.4	6.6

(2) 労使別の件数

労働者からの相談が9,841件と、全体の91.5%を占めている。そのうち、正社員が5,701件（57.9%）、非正社員が4,140件（42.1%）となっている。

労働者のうち非正社員の占める割合が、前年度より2.4ポイント増加している。

年度	合計	労働者	労働者					使用者
			正社員	非正社員	パート	派遣	有期	
27年度	10,667	9,652	5,673	3,979	1,819	428	1,732	1,015
28年度	10,093	9,424	5,683	3,741	1,653	296	1,792	669
29年度	10,757	9,841	5,701	4,140	1,641	488	2,011	916

(3) 相談内容上位10位

最も多い相談は、「職場の人間関係」で1,705件。続いて、「労働契約」1,654件、「賃金・退職金」1,239件、「労働時間、休日・休暇」1,042件となっている。

順位	27年度			28年度			29年度		
	内容	件数	割合	内容	件数	割合	内容	件数	割合
1	労働契約	1,730	16.2	労働契約	1,702	16.9	職場の人間関係	1,705	15.9
2	職場の人間関係	1,474	13.8	職場の人間関係	1,400	13.9	労働契約	1,654	15.4
3	賃金・退職金	1,391	13.0	賃金・退職金	1,339	13.3	賃金・退職金	1,239	11.5
4	労働時間、休日・休暇	1,337	12.5	労働時間、休日・休暇	1,144	11.3	労働時間、休日・休暇	1,042	9.7
5	解雇	918	8.6	労働保険	796	7.9	解雇	696	6.5
6	労働保険	911	8.5	解雇	645	6.4	労働保険	649	6.0
7	就業規則	310	2.9	就業規則	341	3.4	就業規則	452	4.2
8	雇用に関すること	263	2.5	雇用に関すること	304	3.0	雇用に関すること	449	4.2
9	退職勧奨	261	2.4	退職勧奨	191	1.9	退職勧奨	305	2.8
10	労働組合、労使関係	147	1.4	安全衛生	178	1.8	苦情処理	233	2.2

2 あっせんの実施状況

※表中〔 〕は、労働委員会委員によるあっせん（平成 25 年度から開始）で内数

(1) 受付件数

新規受付件数は 22 件で、前年度からの継続 4 件を含め、26 件のあっせんを実施した。

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
前年度からの継続	9	4	5 〔2〕	4	4
新規受付件数	48 〔1〕	50 〔1〕	32	28 〔3〕	22 〔3〕
計	57	54	37	32	26

(2) 処理状況

あっせんを実施した 26 件のうち解決に至ったものは 15 件で、解決率は 71.4%であった。（※解決率の算定における母数は、取り下げ（2 件）及び次年度への継続（3 件）を除く 21 件）

実施件数	処理状況			
	解決	打ち切り	取り下げ	次年度への継続
26 〔3〕	15 〔2〕	6 〔1〕	2	3

取り下げ：申立人の都合等により申請が取り下げられたもの

打ち切り：当事者又は双方があっせんの打ち切りを申し出た等の理由で、あっせんに打ち切ったもの

(3) 申立人の就労状況

新規に受け付けた 22 件のうちすべてが労働者からの申し立てで、正社員及び期間契約社員が 36.4%と最も多くなっている。

労働者	正社員	期間契約社員	パートタイム労働者	派遣労働者	その他	使用者
22 〔3〕	8 (36.4%)	8 〔1〕 (36.4%)	5 〔2〕 (22.7%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	0

※下段の（ ）は、労働者における就労状況別の構成比である。

(4) あっせん処理期間

申立後 2 週間以内に 26.1%、1 か月以内に 56.5%が処理終了している。

2週間以内	2週間～1か月以内	1～2か月以内	2か月以上
6 (26.1%)	7 (30.4%)	10 (43.5%)	0 (0.0%)

※次年度への継続を除く件数が母数。

下段の（ ）は処理期間別の構成比である。

(5) 主なあっせん内容

「職場の人間関係」が 10 件、「解雇」が 9 件となっている。

職場の人間関係	解雇	賃金・退職金	労働時間、休日・休暇	出向・配置転換
10 〔3〕 (22.2%)	9 〔2〕 (20.0%)	4 (8.9%)	4 (8.9%)	2 (4.4%)

※1件のあっせんで複数の内容にまたがる事案があるため、上記の内容の合計は受付件数と一致しない。

※下段の（ ）は内容別の構成比である。

(6) あっせん事例

【事例1】 職場の人間関係

(事案の概要)

職場でのいじめによりうつ状態となった。休職は認められたものの、期限までに復職できなければ退職するよう言われている。会社の対応に不満があり、会社には管理責任を追及し、生活を保障してもらいたい。

(あっせんの結果)

事業所内におけるいじめの言動に対する使用者の安全配慮義務がどうであったのかという問題意識を説明し、相談者が職場復帰を求めなかったことから、金銭解決の提案を行い、双方合意に至った。

【事例2】 解雇、労働条件

(事案の概要)

採用後、1日勤務しただけで「他にいい人が見つかった」と言われ、解雇を申し渡された。

(あっせんの結果)

使用者に対し、通常1日で解雇ということは有り得ず、労働者に何らかの問題が見受けられた場合は、助言・指導するなど、使用者側に努力が求められることを説明した。

会社側も、労働条件通知書等を発行しておらず、少なからず非があることを認識しており、金銭解決で合意となった。

○労働相談窓口

労働者支援事務所	住 所	電話番号
福岡労働者支援事務所	福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎 5階	092-735-6149
北九州労働者支援事務所	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル 4階	093-967-3945
筑後労働者支援事務所	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 1階	0942-30-1034
筑豊労働者支援事務所	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館 2階	0948-22-1149

○相談受付

月曜～金曜の8時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）

毎週水曜日は、17時15分から20時までの夜間電話相談を実施（当番事務所が対応）